

入札制度が変わりました

- 暴力団員等※や、役員に暴力団員等※がいる法人は、買受人となれません
- 暴力団員等※から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません

※「暴力団員等」とは、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

入札時に下記の各書面の提出が
入札書ごとに 必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。提出後の訂正はできません。

注意! 「陳述」欄の「☐ 自己の計算において…ありません」の口の
チェックは、「他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合」など(なお、
入札者自身が資金を金融機関等から借り入れる場合は通常含まれません。)
にチェックするものです。誤ってチェックすることのないようにしてください。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※住民票は、生年月日・性別の記載があり、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月 7日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 伊 藤 美 保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月22日から 令和 7年10月29日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年11月 5日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年11月19日 午前10時00分 場 所 さいたま地方裁判所第3民事部
特別売却 実施期間	令和 7年11月10日 午前 9時10分から 令和 7年11月14日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月 7日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	6,440,000 5,152,000	一括	1,288,000	0	0
1	2,460,000				
2	150,000				
3	3,830,000				
		</			



物 件 目 録

1 所 在 上尾市大字原市字壺番耕地
地 番 4 4 番 1 5
地 目 宅地
地 積 8 6 . 6 9 平方メートル

所有者 亡A相続財産

2 所 在 上尾市大字原市字壺番耕地
地 番 4 4 番 1 9
地 目 山林
地 積 1 6 2 平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 亡A相続財産 持分 2 6 分の 6

3 所 在 上尾市大字原市字壺番耕地 4 4 番地 1 5
家屋 番号 4 4 番 1 5
種 類 居宅
構 造 木造セメント瓦葺平家建
床 面 積 4 2 . 3 5 平方メートル

所有者 亡A相続財産



物 件 明 細 書

令和 7年 7月29日

さいたま地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 伊 藤 美 保

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地（地番44番16）との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 上尾市大字原市字壺番耕地
地 番 4 4 番 1 5
地 目 宅地
地 積 8 6 . 6 9 平方メートル

所有者 亡 A 相続財産

2 所 在 上尾市大字原市字壺番耕地
地 番 4 4 番 1 9
地 目 山林
地 積 1 6 2 平方メートル

(現況)

地 目 公衆用道路

共有者 亡 A 相続財産 持分 2 6 分の 6

3 所 在 上尾市大字原市字壺番耕地 4 4 番地 1 5
家屋 番号 4 4 番 1 5
種 類 居宅
構 造 木造セメント瓦葺平家建
床 面 積 4 2 . 3 5 平方メートル

所有者 亡 A 相続財産

令和7年(ケ)第 76号
令和7年 5月22日受理
令和7年 6月23日提出

現況調査報告書

さいたま地方裁判所

執行官 関 田 暁 彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 上尾市大字原市字壱番耕地
地 番 44番15
地 目 宅地
地 積 86.69平方メートル

所有者 亡 A 相続財産

2 所 在 上尾市大字原市字壱番耕地
地 番 44番19
地 目 山林
地 積 162平方メートル

共有者 亡 A 相続財産 持分26分の6

3 所 在 上尾市大字原市字壱番耕地 44番地15
家屋 番号 44番15
種 類 居宅
構 造 木造セメント瓦葺平家建
床 面 積 42.35平方メートル

所有者 亡 A 相続財産



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1, 2		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☒ 公衆用道路(物件2) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者(亡A相続財産) ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類: 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者(亡A相続財産) ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅(空き家)として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 目的土地と、目的土地の北側隣地（４４番１６）との境界には、境界標は認められなかった。ブロック塀やフェンス等も構築されていない。
北側隣地家人に境界問題の有無について質問したところ、無しとの回答であった。
- 2 目的土地には草木が繁茂し、長期間に亘って管理がなされていないものと思われた。建物内、玄関付近では、建物内まで雑草が生えていた。
- 3 目的建物は老朽化が著しい。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■相続財産清算人の事務所職員	執行官から質問のあった下記項目について、相続財産清算人に確認をしました。いずれも不知とのことでした。 (1) 境界問題の有無 (2) 目的建物について、雨漏り等の不具合の有無 (3) 目的物件における不自然死等の有無
■近隣住民	1 目的物件には、亡Aさんが一人で居住していました。 2 施設だか病院だかに入るという話で、目的物件を退去されました。入所先で亡くなったのではないかと思います。目的物件で亡くなったような噂は、近隣でも聞いたことはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

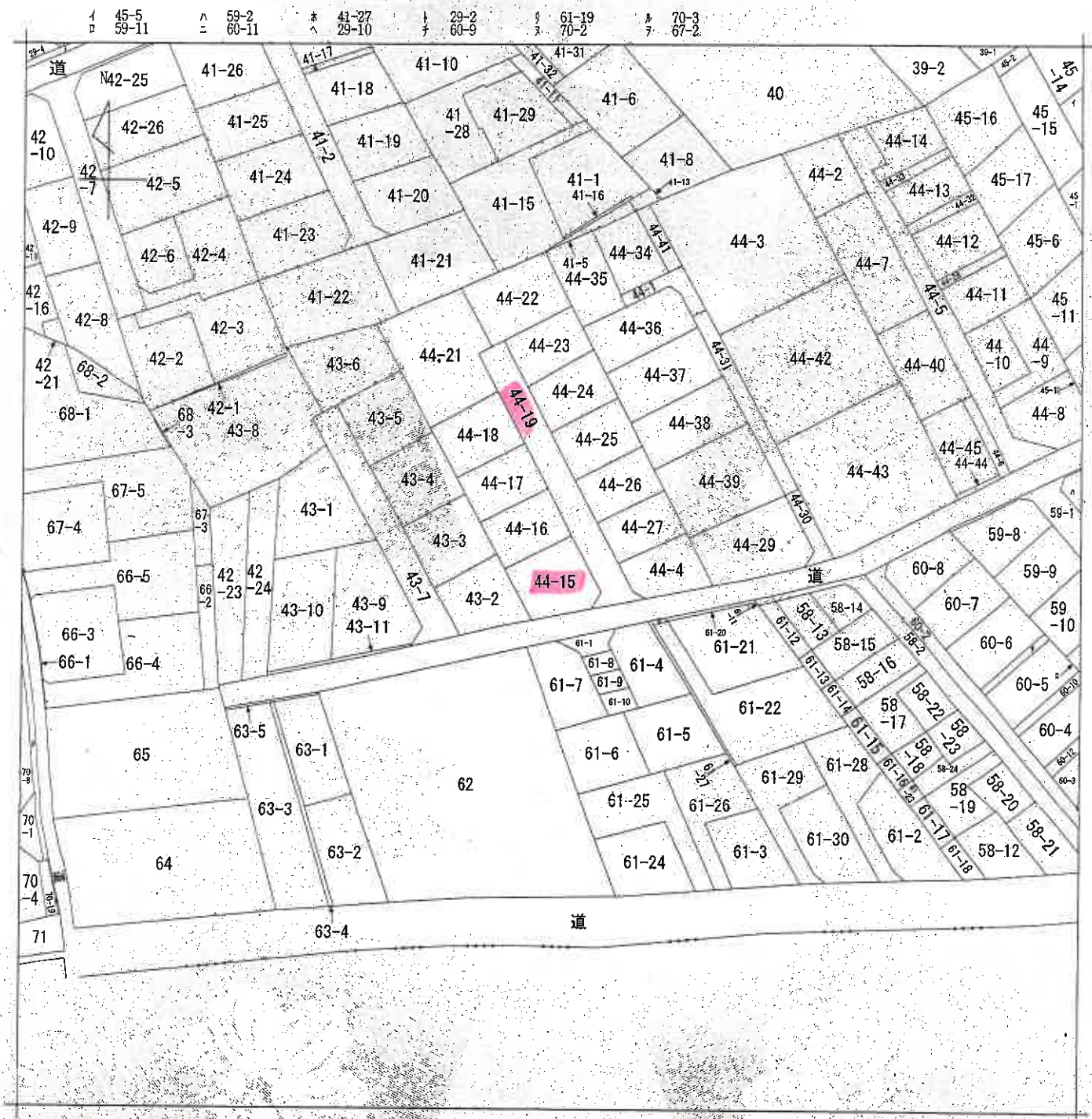
執行官の意見

- 目的物件の外観調査及び内部調査の状況、関係人らの陳述等を総合勘案し、占有関係については2枚目のとおり認めた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年6月2日 (月) 11:20-11:30	物件所在地	物件調査, 占有確認, 外観写真撮影
R7年6月4日 (水) 10:10-10:20	当庁	相続財産清算人の事務所職員から, 「関係人の陳述等」のとおり電話聴取
R7年6月19日 (木) 11:45-12:15	物件所在地	物件調査, 占有確認, 内部調査実施・内部写真撮影, 近隣調査実施 (評価人同行)
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和7年6月19日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
大字原市

請求部	所在	上尾市大字原市字倉番耕地			地番	44番15		
出力縮	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(本図は原本を70%に縮小)

令和7年2月4日

さいたま地方法務局上尾出張所

登記官

地図整理番号：M14602

(1/1)

(7枚目)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

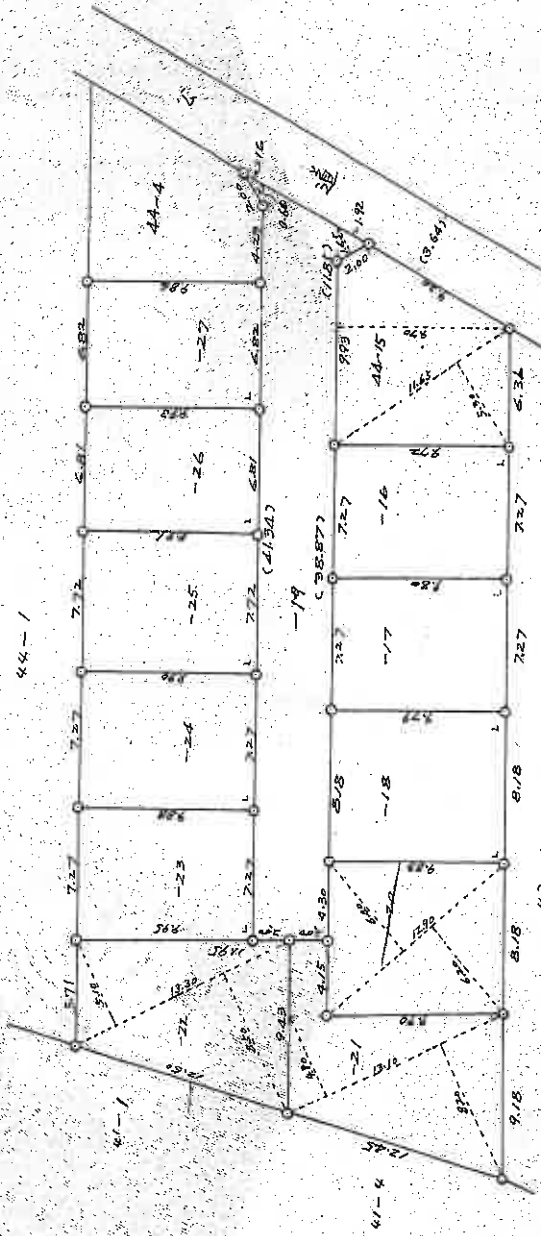
令和7年2月4日 さいたま地方法務局上尾出張所

...

四

44-3813 44-211-合

作製者 和女 年 10 月 17 日



求積

$$\begin{array}{r}
 44-15 \\
 1185 \times 970 = 114945 \\
 1185 \times 530 = 61745 \\
 \hline
 \rightarrow 200 \times 165 = 33000 \\
 1185 \times 970 + 1185 \times 530 + 200 \times 165 = 173390
 \end{array}$$

$$\begin{array}{r}
 44-20 \quad 1290 \times (6.81 + 6.81) = 16254 \\
 \quad \quad \quad \frac{1}{2} = 6789 \\
 \hline
 21 \quad 1310 \times (820 + 480) = 170380 \\
 \quad \quad \quad (415 + 415) \times 200 = 16800 \\
 \quad \quad \quad \frac{1}{2} = 9845 m \\
 \hline
 22 \quad 133 \times (850 + 510) = 18058 \\
 \quad \quad \quad \frac{1}{2} = 9044 m \\
 \hline
 23 \quad (885 + 885) \times 227 = 144454 \\
 \quad \quad \quad \frac{1}{2} = 72227 m \\
 \hline
 24 \quad (885 + 885) \times 227 = 143806 \\
 \quad \quad \quad \frac{1}{2} = 71903 m \\
 \hline
 25 \quad (890 + 891) \times 272 = 1529332 \\
 \quad \quad \quad \frac{1}{2} = 764666 m \\
 \hline
 26 \quad (991 + 993) \times 681 = 1351104 \\
 \quad \quad \quad \frac{1}{2} = 675552 m
 \end{array}$$

300

(瑜)王土地家屋調查士(紙用)

登記官

(8枚目)

(本図は原本を70%に縮小)

地圖整理番号：M14601

2270865

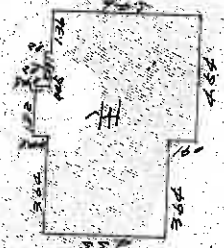
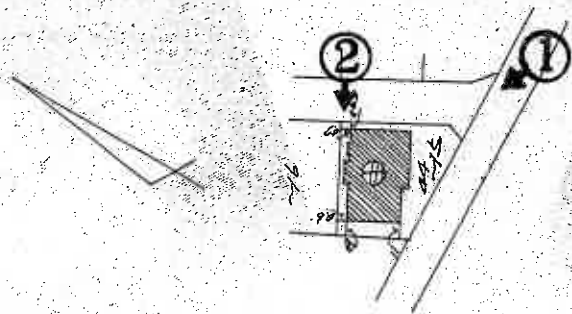
543522

建物階平面図

家屋番号	44-15
建物の所在	千葉県千葉市中央区新大塚4-15

昭和43年4月27日 作製者

申請人



$360 \times 455 = 165120$
 $182 \times 455 = 83110$
 $91 \times 22 = 2002$
 $454 \times 546 = 247884$
 42355140

42355

写真撮影位置

(本図は原本を70%に縮小)

縮尺 1/500

(埼玉県地家屋調査士会用紙)

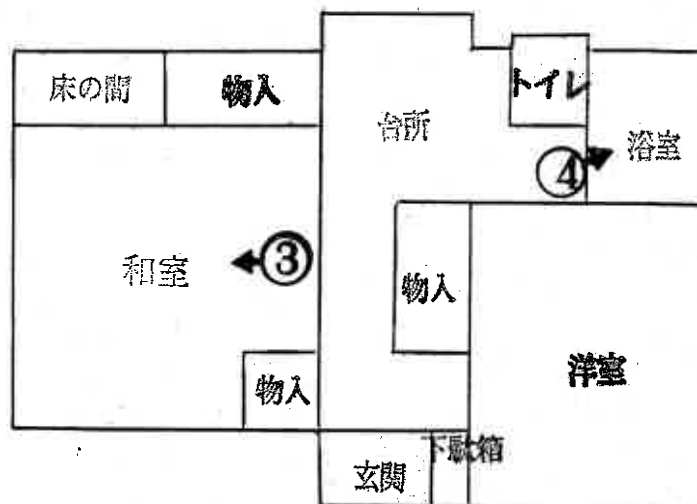
縮尺 1/200

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和7年2月4日 さいたま地方建設局上尾出張所

登記簿

(9 枚目)

建物見取図（○は写真撮影位置を示す。）





①



②



③



4

補 充 書

さいたま地方裁判所第3民事部 御中

評価人 清 岡 明

1. 個別売却価額

物 件 番 号	評 価 額
物件3（建物）	金2,680,000円

2. 補充評価

目的物件3を個別に売却する場合の評価額を査定する。
既提出の令和7年(ケ)第76号 評価書の一括売却を前提とした評価額 内訳価格を基に、
物件3を個別に売却することによる市場性の減価を考慮して個別売却する場合の評価額
を次のとおり査定した。

①物件3（建物）を個別に売却する場合

一括売却を前提とする 物件3の内訳価格※1	市場性修正※2	物件3の個別売却価額
3,830,000	× (1-0.3)	≒ 2,680,000

※1 評価書P1 評価額 内訳価格より

※2 個別売却により買受け後に土地所有者との間で、地代等の取決めをする等、利用するに当たって法的措置が必要であり、それによる市場性の減退を考慮し、
査定した。▲30%

以上

令和7年(ケ)第76号
令和7年6月19日 現地調査
令和7年7月2日 評価

さいたま地方裁判所

評 価 書

評価人 不動産鑑定士 清 岡 明

物 件 目 録

1 所 在 上尾市大字原市字壺番耕地
地 番 44番15
地 目 宅地
地 積 86.69平方メートル
所有者 亡 A 相続財産

2 所 在 上尾市大字原市字壺番耕地
地 番 44番19
地 目 山林
地 積 162平方メートル
共有者 亡 A 相続財産 持分26分の6

3 所 在 上尾市大字原市字壺番耕地 44番地15
家屋 番号 44番15
種 類 居宅
構 造 木造セメント瓦葺平家建
床 面 積 42.35平方メートル
所有者 亡 A 相続財産



第1 評価額

一括価格	
金 6,440,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 2,460,000円
物件2 (土地)	金 150,000円
物件3 (建物)	金 3,830,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地番 地目積者 所有	別紙物件目録記載のとおり	
2	所在地番 地目積者 共有	別紙物件目録記載のとおり	地目：公衆用道路
3	所在地番 家屋番号 種類 構造 床面積 所有者	別紙物件目録記載のとおり	
2	物件2は、私道の共有持分である。		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じである。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 物件1(宅地)、物件2(公衆用道路)

位置・交通	埼玉新都市交通伊奈線「今羽」駅北東方820m(直線距離)に位置する。	
付近の状況	小規模の一般住宅、が多い住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種低層住居専用地域
	建蔽率	50%
	容積率	80%
	防火規制	指定なし
	その他の規制	絶対高さ10m
画地条件	地積 形状 地勢 その他	86.69㎡(登記数量) ほぼ台形 台地 ほぼ平坦 間口:約9.2m、奥行:約9.9m、角地
接面道路の状況	南約3.6m舗装市道にほぼ等高に接面(建築基準法上の道路) 北東約4m行止まり舗装私道にほぼ等高に接面(建築基準法上の道路)	
土地の利用状況等	物件3(建物)の敷地である。	
供給処理施設	水道 ガス 下水道	あり なし※前面道路に埋設管あり あり ※敷地内までの引込がある場合を「あり」、そうでない場合を「なし」としている。
特記事項	- 南側の市道は、官民境界未査定で、建築基準法第42条第2項の道路である。幅員3.6mで中心線から2mの後退が必要である。また、物件2は、建築基準法第42条第1項第5号(指定日:昭和44年12月5日 第517号、幅員4m、延長40m地番44番19)の私道の持分である。 - 北側の隣地との境界は、境界標はなく、塀などもないため不明確。 - 南側庭は草木が繁茂している。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日（登 記 記 載）： 昭和43年3月25日新築 経 過 年 数： 約57年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数： 一般的経済的耐用年数を超過している。
仕 様	構 造： 木造 屋 根： セメント瓦葺 外 壁： 亜鉛鉄板波板 内 壁： 砂壁、合板等 天 井： 板張り、合板等 床： 畳、板張り、クッションフロア等 設 備： 電気設備、給排水設備、ガス設備、衛生設備等 そ の 他： 特別なものはない ※アスベストの存否は不明
床 面 積（現 況）	1階 42.35㎡
現 況 用 途 等	居宅で空家の状態である。
品 等	使用資材： 普通 施 工： 普通
保 守 管 理 の 状 態	劣る
建 物 の 利 用 状 況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	・ 空家で管理されておらず老朽化が著しい。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1 (宅地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格(円/㎡) ア	個別格差 イ	地積(㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	112,000	0.954	86.69	0.95	8,800,000

※ 計算表における計算結果である総額(円)については、原則として万円未満を四捨五入とし、総額が万円未満の場合は、千円未満を四捨五入とする(以下同じ)。

ア. 標準画地価格(公示価格等からの規準)

公示地価格(さいたま北-16)

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 105,000 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{101.0}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{95} & \div & 112,000 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇地域格差：公示地の所在する地域は対象地域に比し、各条件の格差は次のとおりである。

街路条件:102 交通・接近条件:104 環境条件:90 行政的条件:100 その他条件:100

$$1.02 \times 1.04 \times 0.90 \times 1.00 \times 1.00 \div 0.95$$

イ. 個別格差：画地条件等を考慮した。 ・南向き角地+6.0% ・規模-10.0%

$$1.060 \times 0.900 = 0.954$$

エ. 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2 (公衆用道路)

物件2は、私道の共有持分で次のとおり土地価値率を査定し以下のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格(円/㎡) ア	個別格差 イ	地積(㎡) ウ	持分割合 エ	土地価格(円) ア×イ×ウ×エ
2	112,000	0.05	162.00	6 / 26	210,000

イ. 個別格差：土地価値率5%と査定。

ウ. 地 積：登記数量

③ 物件3 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに観察減価法を適用し建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価(円/㎡) ア	現況延床面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
3	152,000	42.35	0.03	190,000

イ. 現況延床面積：登記数量

ウ. 現価率：すでに耐用年数を超過しており、使用価値のみであるので、現価率は現地調査に基づき観察減価により3%と査定

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
2	8,800,000	0.60	法定地上権	5,280,000

②内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	8,800,000	－ 5,280,000		1.00	0.70	2,460,000
2	210,000			1.00	0.70	150,000
3	190,000	＋ 5,280,000	1.0	1.00	0.70	3,830,000
一 括 価 格 (合 計)						6,440,000

ウ. 占有減価修正： なし

エ. 市場性修正： なし

オ. 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

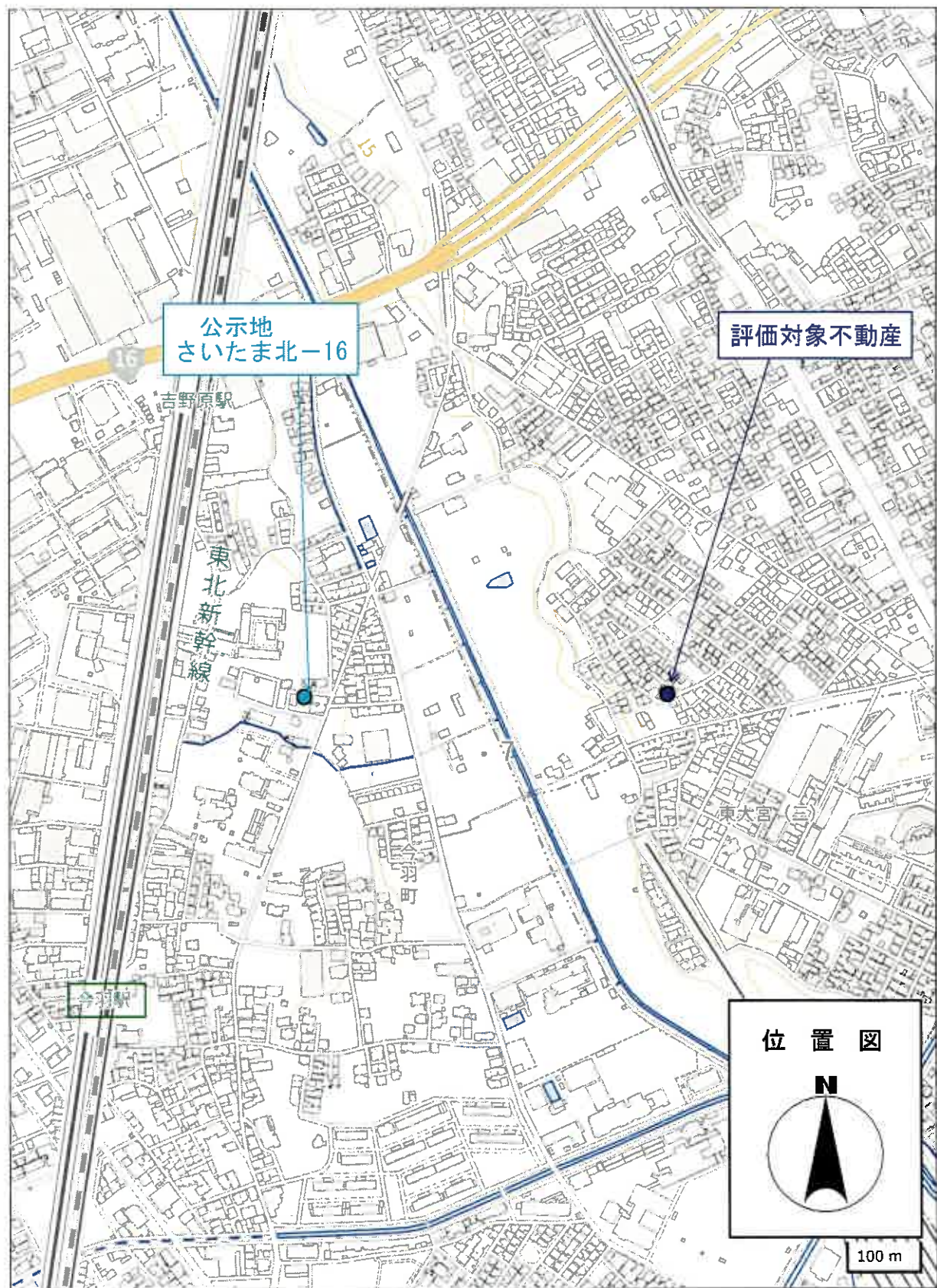
標準地番号	号：さいたま北-16
所在地	在：埼玉県さいたま市北区今羽町250番10
価	格：105,000円/㎡
位置	置：埼玉新都市交通伊奈線「今羽」駅約600m(道路距離)
価格時	点：令和7年1月1日
地積	積：132㎡
供給処理施設	設：上水道・公共下水道・ガス
接面街路	路：北4.5m私道
用途指定	等：第二種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%、容積率200%)
地域の概要	要：中小規模一般住宅の中に農地が見られる住宅地域

第7 附属資料

- ① 位置図
- ② 付近図
- ③ 公図写
- ④ 地積測量図
- ⑤ 建物図面・各階平面図
- ⑥ 建物見取図
- ⑦ 仮名一覧表

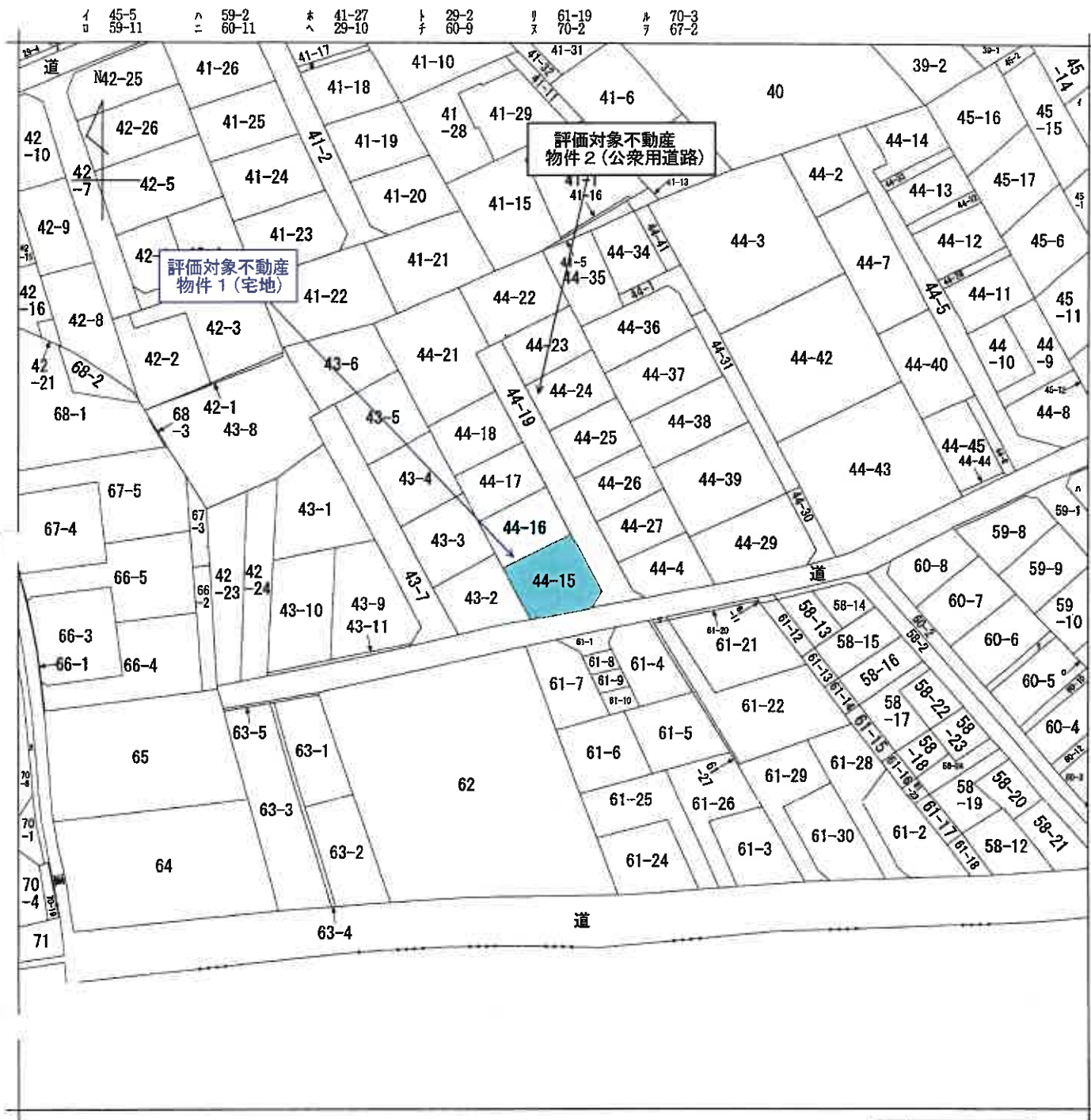
以下余白

地理院地図 Vector



地理院地図 Vector





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
大字原市

請求部	所 在	上尾市大字原市字巻番耕地				地 番	44番15			
出力縮	1/600	精 度 区 分		座標系 番号又 は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

70%縮小コピー (原本サイズA3)

令和7年2月4日
さいたま方法務局上尾出張所

地図整理番号: M14602

登記官

for 11-24

番 44-4, 215 ないし 27.

土地の所在

44-2018 44-211-合

作 製 年 月 日

昭和 42 年 10 月 17

作者

土地家屋調査士

申請人

求積

44-15 $11.85 \times 970 = 114.945$

$$\begin{aligned} & \left. \begin{array}{l} 1.65 \times 5.30 \\ (-) 2.00 \times 1.65 \end{array} \right\} = 61.745 \\ & \qquad \qquad \qquad = 17339 \end{aligned}$$
$$\frac{1}{2} = \frac{70.9553 \times 10^2}{2}$$
$$\sim 17_{\text{km}} \quad (9.79 + 9.80) \times 7.27 = 142.493$$

$$\frac{1}{2} = 71.2096 \text{ m}^2$$
$$\frac{1}{2} = 50.24 \text{ cm}^2$$
$$\begin{array}{r} -19. \quad (35.87 + 41.36) \times 4.00 = 325.84 \\ \hline 2.00 \times 1.65 = 3.30 \\ 2.00 \times 0.60 = 1.20 \\ \hline 325.84 + 3.30 + 1.20 = 330.34 \\ \hline \frac{330.34}{2} = 165.17 \end{array}$$
尺
蠅

1300

埼玉土地家屋調査士会(紙)

地圖整理番号：M14601

70%縮小コピー (原本サイズA3)

登記年月日：昭和43年5月22日

2270865

5435.22

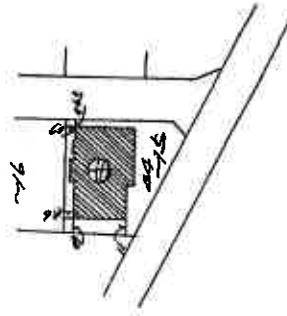
建物階平面図

家屋番号	4445
建物の所在	工展市大主原市立/基跡地 4445



$$\begin{aligned} 36.4 \times 19.2 &= 699.68 \\ 19.1 \times 19.2 &= 366.72 \\ 19.2 \times 19.2 &= 368.64 \\ 699.68 + 366.72 + 368.64 &= 1435.04 \end{aligned}$$

$$1435.04 \text{ m}^2$$



昭和43年5月22日	作製年月日	作製者	事務所	申請人
		土地家屋調査士		

縮尺 1/200

(埼玉県地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年2月4日

さいたま地方方法務局上尾出張所

登記官

建物見取図

